

令和7年度 第4回天童市農業委員会総会 会議録

令和7年7月14日（月）午前10時 第4回天童市農業委員会総会を農業センター大会議室に招集した。

1 出席委員

1 番	仲 野 真	2 番	齋 藤 照 一
3 番	五十嵐 晋	4 番	清 野 貢 市
5 番	矢 野 美佐子	6 番	今 野 滋
7 番	三 宅 藤 義	8 番	高 橋 昭 義
9 番	白 田 好 之	10 番	大 石 吉 隆
11 番	山 崎 紀 子	12 番	小 川 晋
13 番	武 田 仁	14 番	五十嵐 慶 一
15 番	須 藤 隆 司	16 番	富 樫 秀 幸
17 番	松 田 康 政	18 番	荒 沢 亨
19 番	佐 藤 悦 雄		

2 欠席委員

3 出席事務局職員

事務局 長	花 輪 達 也	事務局 長 補 佐	澤 章 子
副 主 任	小 川 順 一	主 事	海老名 美 咲
主 事	花 輪 大 夢		

4 議 事 日 程

第1 農業委員憲章朗読

第2 開 会

第3 議事録署名委員の指名

第4 委員長報告

農地常任委員長

農振常任委員会

第5 事務処理報告

「行事報告」

「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について（報告）」

「農地改良（畑地への変更等）届出受付状況報告書」

「農地法第3条の3の規定による届出受付状況報告書（相続等）」

「農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について」

第6 議 事

承認第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

承認第5号 農地の使用貸借の合意解約について

議第10号 農地法第3条の規定による許可について

議第11号 農地法第5条の規定による許可について

第7 閉 会

5 議 事 録

午後10時 開会

議 長 　　ただ今より、去る7月7日付け天童市農業委員会告示第8号をもって招集した、令和7年度第4回天童市農業委員会総会を開会します。

　　本日の総会は全委員出席でありますので、ただちに会議を開きます。

　　本日の議事進行は、総会資料を事前に配付しておりますので、日程第5の事務処理報告は読上げを省略し、日程第6の議事のうち議第10号は、集約説明とします。

　　本日の議事進行について、このように取り扱うことに御異議はございませんか。

　　(異議なしの声)

議 長 　　御異議ございませんので、そのように取り扱うことに決定しました。

議 長 　　日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

　　15番 須藤 隆司 委員

　　16番 富樫 秀幸 委員

　　両委員にお願いします。

議 長 　　日程第4 委員長の報告を求めます。はじめに小川晋農地常任委員長。

小川委員 　　はい。おはようございます。去る6月30日、第2回農地常任委員会

を開催いたしました。新設農家1件のみでしたので、小規模の審査を行い、特に問題なしと判断いたしました。この新設農家にかかる農地の権利取得につきましては本日の総会において農地法第3条の議案として審議いただきます。よろしくお願いいたします。以上、報告終わります。

議長 次に松田康政農業振興常任委員長。

松田委員 はい。本日午前9時15分から、第1回農業振興常任委員会を開催し、令和8年度に向けた天童市農林業施策に関する意見書について協議したほか、9月に実施を検討しております、稲作作柄視察について協議いたしました。詳細については後ほど全員協議会で協議をお願いいたします。以上、報告いたします。

議長 日程第5 事務処理報告を求めます。花輪事務局長。

事務局長 それでは、総会次第の1ページ、事務処理報告を御覧ください。

6月16日開催の令和7年度第3回総会后、本日の総会までの事務処理状況となっております。御確認をお願いします。

続きまして、総会資料を御覧ください。

1ページ、「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答（報告）」でございます。件数1件、合計面積261.00㎡でございます。

続きまして、2ページ、「農地改良（畑地への変更等）届出受付状況報告書」でございます。件数4件、合計面積4,146.00㎡でございます。

続きまして、5ページ、「農地法第3条の3の規定による届出受付状況報告書（相続等）」でございます。件数10件、合計面積36,978.09㎡でございます。

7ページ、「農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について」でございます。件数4件、合計面積1,324.00㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま事務局長から事務処理報告がありましたが、皆様から質問等はありませんか。

（質問なし）

議 長 質問等がございませんので、事務処理報告を終了します。

議 長 日程第6 議事に入ります。

承認第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい。承認第4号、農地法第18条第6項の規定による通知についてですが、今回は成生と荒谷の畑2件、合計3,810㎡であります。解約の理由は右に書いてあるとおりですが、別の者に貸付、借人への売却、この2件であります。以上で報告を終わります。

議 長 ただいま説明がありましたが、皆様から質問等はございませんか。

(質問なし)

議 長 お諮りいたします。

承認第4号は、通知のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、承認第4号は承認することに決定しました。

議 長 承認第5号「農地の使用貸借の合意解約について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい。承認第5号、農地の使用貸借の合意解約について申し上げます。これまでは、前のページの農地法による解約にあげておりましたけれども、18条による許可については貸借の解約のために、別のものにしております。件数は1件で、転用目的で貸借するためであります。以上です。

議 長 ただいま説明がありましたが、皆様から質問等はございませんか。

(質問なし)

議 長 お諮りいたします。

承認第5号は、通知のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、承認第5号は承認することに決定しました。

議 長 議第10号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい。総会と付いてる、あの、集約なった、3ページをご覧ください
たいと思います。議第10号、農地法第3条の処理状況ということで、
所有権を移転するものにつきましては、売買で畑、すべて畑で12,591
㎡、件数は10件となっております。賃貸借を設定・移転するもの
についてもですね、設定で畑のみで5件、8,479.97㎡となっております。
以上です。

議 長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

1番、清野委員。

清野委員 はい。1番、2番、3番、私の担当ですのでご報告します。事由のと
おり労力不足のため間違いありません。よろしくお願いします。

議 長 4番と5番は私です。あの、先ほど農地常任委員長からありましたけ
ど、新設農家の■■■■■さんが畑を借りて、とうもろこしとねぎを
栽培するということで、何も問題ないと思いますのでよろしくお願い
します。

議 長 6番、荒沢委員。

荒沢委員 はい。売主の■■■■■さん、この方はもともと同じ貫津町内のほう
に住んでまして、今は山形の方に居住を構えておりますけれども、自
分の畑を使わなくなったので、同じ町内の■■■■■さんの方に売った
ということで、■■■■■さんは貫津のほうで直売所をやっていて、この買
った畑に対しては直売するものをまた作っていくということでしたの
で何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 7番、松田委員。

松田委員 はい。私の方から7番説明させていただきます。■■■■■さんは以前、地
域おこし協力隊に所属されていた方で、田麦野を担当されておりました。
今回、住宅の東側にある農地を取得される、購入されるとの案件
になりますので、何ら問題ないかと思われれます。よろしくお願いいたします
します。

議 長 8番、五十嵐慶一委員。

五十嵐慶一委員 はい。■■■■■さんは今、勤め人でありまして、なかなか畑のほうに関われる時間がないということで、今回、売買、長岡の■■■■■氏に売買するという事です。■■■■■さんはここに経営面積出てるように、畑で約3町歩、田んぼで5反歩というかなり大きな農家でして、機械類も全部揃っていますし、家族労働も3人ということで特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 9番、高橋委員。

高橋委員 はい。先ほどの8番と同じように問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 10番、今野委員。

今野委員 はい。10番、11番が担当ですので説明したいと思います。10番についてですが、先月の総会で、道路に面している部分について住宅を建てるということで5条申請が許可されております。それで今回はその後ろの農地を家庭菜園用として購入するというふうな案件でありますので、問題ないと思われます。それから11番、■■■■■さんの小さな畑ですが、3畝歩弱ぐらいの畑があるんですが、■■■■■さんのすぐ隣の畑になっておりまして、■■■■■さんが家庭菜園用として購入するというふうなことでありますので、問題ないと思われます。以上です。

議 長 12番、武田委員。

武田委員 ええとですね、8番、9番の案件の■■■■■さんと■■■■■さんという方は親子関係でありまして、親元就農で今回農地を取得されたという経緯になっておりますので、何ら問題はないかと思います。13から14、15までは、受人の■■■■■さん、■■■■■の社長さんでありまして、畑、この近隣の自身の農地を取得しているような経緯でございます。農地を取得されたということで、広範囲な農地を取得されているのですが、ゆくゆくはですね、あの、売った方の話によると、すぐ向かい側が■■■■■の工場になっておりまして、道を挟んですぐ向かい側の農地、エリアということになっております。で、まあ農地で取得されましたけれども、農地を売った方のお話、情報によりますと、ゆくゆくは会社、工場の駐車場にしたいんだという意向で売り買いの方のお話をされている

というようなことですので、これからですね、また農地転用等のいろいろな情報入ってくると思いますけれども、また皆さんから御判断いただきたくような機会があると思いますので、その時はまた慎重審議の方お願いしたいと思います。以上です。

議 長 ただいま説明がございましたが、皆様から質問等はございませんか。
 (質問なし)

お諮りいたします。

議第10号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。
 (異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、議第10号は、許可することに決定しました。

議 長 議第11号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。
 事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい。議第11号、農地法第5条の規定による許可について、御説明
 いたします。総会資料15ページを御覧ください。

番号1、大字蔵増字浦田 ■■■■■、他1筆。地目 台帳、現況ともに田。面積1,389.43 m²。農地区分 農振農用地。譲受人、譲渡人については総会資料に記載のとおりです。契約内容 所有権。使用目的 農作業加工施設及び集荷場の新築 267.68 m²です。

また、総会資料16ページに、今回の申請地の案内図を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。以上です。

議 長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

五十嵐晋委員。

五十嵐晋委員 はい。ええと、私のほうから説明させていただきます。今回の借人、
受人ですが夫婦関係でございまして、問題ないと思います。こちらの
ほうですね、このあと農産物加工施設ということで、地域の廃棄農産
物、地域の若者、子育てママ、キッズルーム併用型の農産物加工場を
整備する予定になっております。内容といたしましては、地域の若い
女性や子育て世代のママが、いきいきと安心して働く職場、キッズル
ームを併用しての農産物加工場ということになっておりまして、こち

らのほうから補助事業を受けて行うものとなっております。地域の農業をやる中でも必要な施設ということでも話を受けておりますので、問題ないと思います。以上です。

議 長 続いて、調査会委員の説明を求めます。

山崎紀子委員。

山崎委員 はい。去る7月7日、小川委員と転用調査に行ってまいりました。なお、担当委員の五十嵐委員は研修予定がありまして、前日に花輪さんと確認済みとのことでした。隣までは宅地が迫り、加工場ということで天童の農業を盛り上げていただきたいたととも、致し方ないかと思われま。地図を見たときに、キッズルームがあったので、加工場ではなくて飲食の場になるのかなと心配があったのですが、今聞いたところ、子供さんを育てている若いお母さんや、子育てをしている方の働き場になるようになるようにというところで中にキッズルームを作るということを聞いて、頑張っていたきたいなと思います。また、土地改良区からの許可も下りているとのことだったので、問題ないと思われま。よろしくお願ひします。

議 長 ただいま説明がございましたが、皆様から質問等はございませんか。
(質問なし)

議 長 お諮りいたします。
議第11号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、議第11号は許可することに決定しました。

議 長 本日の議事はすべて終了しました。

以上をもちまして、令和7年度第4回天童市農業委員会総会を閉会します。

午前10時20分 閉会
